

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照表

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）

〔傍線部分は修正部分〕

修正後	修正前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第一条第一項に規定する地球温暖化をいう。以下同じ。）の防止に積極的に取り組むことが重要であることに鑑み、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大气中への排出を抑制するため、<u>基本原則</u>、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針並びにフロン類及びフロン類使用製品の製造業者等並びに特定製品の管理者の責務等を定めるとともに、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のための措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。</p> <p>(基本原則)</p> <p>第二条の二 フロン類の使用の抑制及びフロン類の排出の抑制は、</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。以下同じ。）の防止に積極的に取り組むことが重要であることに鑑み、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大气中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針並びにフロン類及びフロン類使用製品の製造業者等並びに特定製品の管理者の責務等を定めるとともに、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のための措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。</p> <p>〔新設〕</p>

フロン類代替物質を冷媒その他の用途に使用するために必要な技術の早期の普及を図ること、フロン類使用製品に使用されているフロン類の再生等フロン類の循環的な利用を進めること、フロン類使用製品の使用等に際してのフロン類の漏えいの防止、冷媒として充填されているフロン類の確実な回収及び破壊の実施その他のフロン類の適切な管理を行うこと等により、可能な限り、令和三十三年までにフロン類の大气中への排出がなくなることを目指し、行われなければならない。

(指針)

第三条 主務大臣は、前条に定めるフロン類の使用の抑制及びフロン類の排出の抑制についての基本原則にのっとり、フロン類の使用の抑制及びフロン類の排出の抑制を図ることによりオゾン層の保護及び地球温暖化の防止に資するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する事項について、指針を定めるものとする。

(指針)

第三条 主務大臣は、フロン類の使用の抑制及びフロン類の排出の抑制を図ることによりオゾン層の保護及び地球温暖化の防止に資するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する事項について、指針を定めるものとする。

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（第百九十八回国会閣法第五十六号）

〔傍線部分は修正部分〕

修正後	修正前
<p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。</p>	<p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。</p>
<p>第一条中「抑制するため」の下に、「基本原則」を加える。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>第二条の次に次の一条を加える。 〔基本原則〕</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>第二条の二 フロン類の使用の抑制及びフロン類の排出の抑制は、フロン類代替物質を冷媒その他の用途に使用するために必要な技術の早期の普及を図ること、フロン類使用製品に使用されているフロン類の再生等フロン類の循環的な利用を進めること、フロン類使用製品の使用等に際してのフロン類の漏えいの防止、冷媒として充填されているフロン類の確実な回収及び破壊の実施その他のフロン類の適切な管理を行うこと等により、可能な限り、令和三十三年までにフロン類の大気中への排出がなくなることを目指し、行われなければならない。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>第三条第一項中「主務大臣は」の下に、「前条に定めるフロン類の使用の抑制及びフロン類の排出の抑制についての基本原則にのっとり」を加える。</p>	<p>〔新設〕</p>

第三十七条第三項中「第五項及び第七項」を「第六項及び第八項」に改める。

〔略〕

附 則

(経過措置)

第二条 この法律による改正後のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下「新法」という。)第三条の規定により指針が定められるまでの間は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下「旧法」という。)第三条の規定により定められている指針は、新法第三条の規定により定められた指針とみなす。

2| この法律の施行前に旧法第四十五条第二項の規定により交付された引取証明書(同条第一項に規定する引取証明書をいう。以下同じ。)又は送付された引取証明書の写しは、新法第四十五条第三項から第五項まで、第四十五条の二及び第百五条第四号から第六号までの規定の適用については、それぞれ新法第四十五条第二項の規定により交付された引取証明書の写し又は送付された引取証

第三十七条第三項中「第五項及び第七項」を「第六項及び第八項」に改める。

〔略〕

附 則

(引取証明書に関する経過措置)

第二条 「新設」

この法律の施行前にこの法律による改正前のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第四十五条第二項の規定により交付された引取証明書(同条第一項に規定する引取証明書をいう。以下同じ。)又は送付された引取証明書の写しは、この法律による改正後のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下「新法」という。)第四十五条第三項から第五項まで、

明書とみなす。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、フロン類の使用の抑制及びフロン類の排出の抑制の状況を踏まえつつ、フロン類使用製品の製造及び輸入の禁止その他の規制をすること、フロン類使用製品の製造又は輸入を業として行う者に対して経済的な負担を課すことその他のフロン類の使用の抑制及びフロン類の排出の抑制のために必要な措置の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2| 政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第四十五条の二及び第五十五条第四号から第六号までの規定の適用については、それぞれ新法第四十五条第二項の規定により交付された引取証明書の写真又は送付された引取証明書とみなす。

(検討)

第四条 [新設]

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。